件	名	愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例	
主管	課	高校教育課 (義務教育課)	
根拠法令等		公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)	
		公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)	

【改正の概要】

県立学校の職員及び市町立学校の職員の定数の改正

1	県立学校の職員	<u>3,859人</u> -

3, 8<u>59人→ 3, 841人(△ 18人)</u>

- (1) 県立中等教育学校の職員 208人→ 208人(0人)
- (2) 県立高等学校の職員 2,644人→ 2,624人(△ 20人)
- (3) 県立特別支援学校の職員 1,007人→ 1,009人(2人)

2 市町立学校の職員

- (1) 小学校の職員
- (2) 中学校の職員

8, 375 \rightarrow 8, 263 \rightarrow ($\Delta 112$ \rightarrow)

- $5, 290 \land \rightarrow 5, 202 \land (\triangle 88 \land)$
- $3, 085 \downarrow \rightarrow 3, 061 \downarrow (\triangle 24 \downarrow)$

計

12, 234人→ 12, 104人 (△130人)

施行日 | 平成 28 年 4 月 1 日

【その他参考事項】

〇 定数の改定の主な要因

- ① 小 · 中学校
 - 学級減(△60学級)に伴う減員
- ② 高等学校
 - 学級減(△10学級)に伴う減員
- ③ 特別支援学校
 - 学級増(2学級、訪問教育を除く)に伴う増員